



# 島根県報

平成30年2月9日（金）

号外第10号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

**告 示**

**島根県告示第61号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 2 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	遙堪今市線	出雲市姫原町285番地先から同町215番1地先まで	前 A	メートル 8.80～20.60	メートル 180.70	出雲県土整備事務所  左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 出雲市道改良工事 拡幅
			B	8.80～50.70	257.10	
			C	8.80～16.10	107.00	
		後	A	8.80～20.60	180.70	
			B	8.80～50.70	257.10	
出雲市姫原町285番地先から同町一丁目4番4地先まで	C	12.25～38.60	117.00			
〃	仁摩邑南線	大田市祖式町字堂迫2835番2地先から同地先まで	前	12.20～12.75	35.00	県央県土整備事務所大田事業所  災害復旧工事 拡幅
			後	21.30～43.30	35.00	

## 島根県告示第62号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 2 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	静間久手停車場線	大田市鳥井町鳥井字明年峠2097番4地先から同1526番2地先まで	メートル 300.00	平成30年 2月9日	県央県土整備 事務所大田事 業所	
〃	田儀山中大田線	大田市大田町大田字源山イ2074番52地先から同番2地先まで	35.14	平成30年 2月9日		
〃	〃	大田市大田町大田字長谷イ2270番1地先から同地先まで	80.72	平成30年 2月9日		
〃	〃	大田市大田町大田イ2382番1地先から同イ1560番地先まで	48.59	平成30年 2月9日		